

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの期間及び平成2年3月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで
② 平成2年3月から3年3月まで

私は、以前から年金は大切だと母親に言われていたので、A市からB市に転居後に、国民年金に加入し付加保険料を併せて保険料を納付していた。

申立期間当時はC店を営んでおり、国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に納付していたので、申立期間が未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により昭和53年9月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、申立人は申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している上、加入手続を行った53年9月から平成4年3月までの付加保険料についても全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、申立人に当該期間の過年度納付書が送付されたものと認められ、申立人は納付書が送付されれば必ず保険料を納付していたと述べていることから、保険料の納付意識の高かった申立人が、当該納付書により申立期間の保険料を納付したとしても不自然では無い。

さらに、申立期間①については、申立人が営んでいたC店の経営は順調で収入があったこと、申立期間②については、そのC店を譲渡した際に多額の譲渡収入があったことにより、申立期間の国民年金保険料を納付する資力はあった

とする申立人の主張に^{しんびょうせい}信憑性があり、ほかに申立期間の保険料を納付しなかったとする理由も見当たらない。

なお、当該申立期間については、付加保険料は過年度納付することはできないことから、申立人は当該期間の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 2160

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで
私は、昭和49年10月にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行った。
申立期間については、国民年金の加入当初であり、1か月当たり900円の保険料を納付したと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納が無い。

また、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和49年10月24日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同手帳記号番号に係る被保険者状況調査からも、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できるところ、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

さらに、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、申立人が居住していたC町、D町及びE町の国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料が納付済みとされており、その納付記録には齟齬が認められる。

加えて、申立人は、i) オンライン記録により、60歳到達直後の平成21年*月*日付けで国民年金に任意加入し、定額の保険料に加え付加保険料も納付している記録が確認できること、ii) オンライン記録により、平成12年度以

降の保険料を前納している記録が確認できること、iii) 申立人がこれまで居住していた各町において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されており、申立人は転居の都度、国民年金の住所変更手続を行っていたものと推認できることなどから、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえ、国民年金に任意加入した当初の保険料を間違いなく納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 4202

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和50年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月16日から50年8月16日まで

A社（現在は、B社）には、昭和46年8月25日に採用され、50年8月15日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が49年8月16日となっている。

C連合会（当時）から送付された通知書によると、加入員資格喪失日は昭和50年8月16日と記載されているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事発令の写しにより、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D厚生年金基金から提出された申立人に係る中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳において、申立人の加入員資格喪失日は昭和50年8月16日と記載されていることが確認できる上、当該事業所は、「申立人は人事発令記録によると、昭和50年8月15日付けで退職しており、退職する1年前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失することは考え難い。申立期間当時のことは不明であるが、現在は、厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失に係る届出書は、年金事務所と厚生年金基金に提出するものと一体となった複写式の様式を使用している。」と回答している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、被保険者資格喪失日欄には「49.8.16」と押印されており、当該日付は厚生年金基金が記録している資格喪失日と年のみ1年相違して

いる上、申立人以外の者に係る被保険者原票を確認したところ、被保険者資格喪失日欄に「49. 8. 1」と押印されていたものが「50. 8. 1」に訂正されている者が一人確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 50 年 8 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上述の厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会(回答)の記録から、8 万 6, 000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA事業所における申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万円、申立期間②は24万5,000円、申立期間③は25万6,000円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は44万2,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、51万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の16万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額(51万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立期間⑥の標準賞与額に係る記録を、51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月20日
② 平成17年12月19日
③ 平成18年6月28日
④ 平成18年10月26日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年12月20日

年金記録によると、A事業所から支給された賞与のうち、申立期間①から⑤までの記録が無く、申立期間⑥の標準賞与額は金額が相違しているため、

全ての申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びB手当明細書並びにA事業所から提出された源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、同法人から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及びB手当明細書並びに源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年10月20日は5万円、同年12月19日は24万5,000円、18年6月28日は25万6,000円、同年10月26日は5万円、同年12月20日は44万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑥の標準賞与額については、オンライン記録によると、当初、16万4,000円と記録されていたが、申立期間⑥に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月4日に51万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿により、申立人は、平成19年12月20日にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に見合う標準賞与額（51万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同社C支店における同資格取得日に係る記録を昭和51年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月20日から同年12月7日まで

昭和25年8月1日から平成4年12月12日まで途切れることなくA社に勤務していた。年金記録によると、同社B支店から同社C支店に転勤となった昭和51年11月の厚生年金保険の加入期間が欠落している。この期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の従業員名簿（写し）、雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管している辞令（写し）により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年11月20日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和51年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「人事異動の発令に伴って各支店で社会保険の事務手続が行われることになっているが、何らかの手違いがあって、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が漏れたと思われる。」と回答している上、健康

保険組合が保管している申立人の適用台帳の記録と社会保険事務所の記録が一致していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格取得日及び同喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成18年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成18年9月から19年7月までの期間を11万8,000円、同年8月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月1日から同年2月1日まで
② 平成18年9月1日から19年9月1日まで

申立期間①について、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成18年1月1日であり、同年1月分の給与支払明細書において厚生年金保険料が控除されているのに、被保険者資格取得日が同年2月1日となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、A社に係る標準報酬月額が実際の給与月額よりも低い額となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された平成18年1月分の給与支払明細書及びB社から提出された平成18年度賃金台帳によると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成18年1月分の給与明細書及び賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が平成18年2月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書並びにB社から提出された平成18年度及び19年度賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年9月から19年7月までの期間は11万8,000円、同年8月は17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したところ、「賃金台帳を算定の基礎にしてみらいたい。」と回答しているものの、「証明する資料は無い。」とも回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 2161

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月

私は、昭和 62 年 10 月で会社を退職した際に、同社の A 課長から国民年金保険料を納付するよう勧められ、国民年金に加入した。

昭和 63 年 2 月に同社の子会社へ再就職したが、国民年金被保険者期間であった 4 か月分の保険料は、納付書により納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 10 月にそれまで勤務していた会社を退職した際、同社の A 課長に国民年金保険料を納付するよう勧められたことから、国民年金に加入し、63 年 2 月頃、納付書により申立期間を含む 62 年 10 月から 63 年 1 月までの保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、62 年 11 月頃に払い出されたものと推認できる。

一方、オンライン記録により、昭和 63 年 4 月及び同年 7 月の分として納付された国民年金保険料が、63 年 2 月から厚生年金保険被保険者であることを理由として、同年 9 月 21 日に 62 年 10 月及び同年 11 月の保険料に充当処理された上、納付された保険料の一部は還付処理され、63 年 8 月の分として納付された保険料が、63 年 10 月 21 日に 62 年 12 月の保険料に充当処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、申立期間を含む同年 10 月から 63 年 1 月までの保険料は納付されていなかったものと推認され、申立人の保険料の納付に係る記憶と一致しない。

また、B 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 63 年度に国民年金保険料の口座振替手続を行ったことが確認できることから、保

険料が納付された昭和 63 年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月のうち、同年 7 月及び同年 8 月の保険料は口座振替により納付されたものと考えられるところ、保険料が納付されたのは同年 8 月までであり、申立期間である 63 年 1 月の保険料は納付されなかったものと推測される。

さらに、申立人に国民年金保険料の納付を勧めたとする申立人が退職した会社の当時の A 課長に聴取を行ったところ、申立人の国民年金保険料に係る記憶がなく、申立人が保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から59年3月まで

私は、会社退職後の昭和51年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間について、A市に在住した期間はB郵便局や近隣の金融機関で、58年11月頃に転居したC町では同町役場又は金融機関で、国民年金保険料を納付書により納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年に婚姻した自営業の元夫は、年金制度について将来破綻すると言って国民年金に加入していなかった。しかし、私は、会社退職後の51年頃に、老後のために国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付していた。私が所持する51年(1976年)の家計簿には、同年9月30日に私の保険料4,200円が支出されている記録がある。」と述べているところ、申立人の当該家計簿の写しにより、国民年金保険料が支出された記録が確認できるものの、i) オンライン記録等により、申立人の元夫について、昭和46年頃に国民年金の加入手続を行い、20歳に到達した45年*月から死亡直前の平成19年1月までの期間のうち、申立人と婚姻した昭和50年度を除き、保険料を全て納付していることが確認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、59年4月頃にC町で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち51年1月から56年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であること、iii) 昭和51年度の保険料は1か月当たり1,400円であるところ、申立人及び元夫が在住していたA市では、保険料の納期は年4回で、1回に3か月分をまとめて納付する納付書により保険料を収納しており、

申立人の当該家計簿に記録された保険料 4,200 円（3 か月分）は元夫の保険料として支出されたものと推認できることから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間の大部分において、申立人の元夫の国民年金保険料が納付済みであることについて、申立人は、「私は、元夫の保険料納付に全く関与していない。当時、元夫とその両親は一緒に事業を行っていたので、元夫については、婚姻後もその両親が国民年金保険料を納付していたと思う。」と述べているが、申立期間のうち、特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿により保険料の納付日が確認できる昭和54年4月から57年3月までについて、申立人の元夫とその両親の保険料の納付日は全て異なることが認められることから、婚姻後も申立人の元夫の保険料をその両親が納付していたとまでは推認することができない。

さらに、申立期間のうちA市に在住していた期間について、申立人は、B郵便局で自身の国民年金保険料を納付書により納付していたと述べているが、申立期間当時、同市が郵便局で保険料を収納することはなかった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号がC町で払い出されたものと推認できる昭和59年4月の時点で、申立期間のうち57年1月から59年3月までの期間は国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、「昭和58年11月頃に転居したC町で、過去2年間ぐらいを遡って保険料を納付した記憶はない。」と述べている上、申立期間について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立期間は99か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4206(事案 1549 及び 3099 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月27日から34年4月1日まで

昭和32年5月1日から34年5月30日までA事業所に勤務していたが、当該期間のうち申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録訂正の申立てを2度にわたって第三者委員会に行ったが、2度とも認められないとの通知をもらった。その後、申立期間において一緒に勤務した同僚4人の名前並びにB社の下請けとしてC社のD工場及びE社のF工場等の工事を行ったことを思い出したので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所における複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 社会保険事務所(当時)の記録によると、当該事業所は、昭和35年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)から、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したところ、このうち4人から回答を得られたものの、いずれの同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかったこと、iii) 被保険者名簿によると、申立人は33年2月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、34年4月1日において同資格を再取得し、同年5月30日に喪失したことが記録されているが、当該被保険者名簿の記載には訂正等の不自然さはみられないことから、既に当委員会の

決定に基づく平成 21 年 11 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、申立人が新たに同僚 3 人の名前を挙げているものの、これら同僚のうち一人は、前回において照会済みであり、他の一人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できたが、連絡が取れない上、残りの一人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できないほか、申立人は当該同僚の姓のみしか記憶していないため、本人の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に A 事業所において一緒に勤務していたとして 4 人の同僚(当初の申立てにおいて名前を挙げた同僚二人を含む。)の名前を挙げるとともに、そのうち二人は事業主が雇い、残る二人は現場責任者が雇っていたと主張しているものの、同社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該 4 人と同姓の被保険者が確認できない上、申立人は、これら同僚について姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

また、申立人は、申立期間当時、A 事業所は B 社が請負った C 社の D 工場及び E 社の F 工場等の工事を下請けしており、それらの工事に従事していたと主張していることから、B 社に対し当時の取引事業所名及び工事名等が分かる資料の保存状況について照会したところ、同社は、「当時の資料を保管していないので、事業所名及び工事名等は分からない。」と回答していること、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 7 人に申立人の A 事業所における勤務状況について照会し、回答が得られた 6 人のうち申立人を記憶していた二人のうち一人は、「申立人が A 事業所に勤務していたことは記憶しているが、いつからいつまで勤務していたかは分からない。また、申立人の身分が、同社の社員であったかどうかについても分からない。」と供述しており、他の一人は、「当社が請け負っていた C 社 D 工場の工事において人手不足となり、申立期間前の昭和 32 年頃に A 事業所に依頼し、応援要員として来た申立人と短期間一緒に働いたことを記憶しているが、申立人の身分が同社の社員であったかどうかまでは承知していない。」と供述していることから、申立人の主張を裏付けるような供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「申立期間の加入記録が無いのは、社会保険事務所の記録管理に問題があったのが原因である。」と主張していることから、改めて、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人の記録に訂正等の不自然さは見当たらない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において「年金事務所から、私以外にも二人の

同僚がA事業所における厚生年金保険の記録が欠落していることを聞いているが、当該同僚も継続勤務していた。私及び同僚の年金記録はおかしい。」と主張しているが、当該事業所の被保険者名簿によると、それに該当と思われる同僚が二人存在することが確認できたものの、当該二人の年金記録には不自然な記録訂正等の形跡は無い上、当該二人は、所在が不明であることから、これらの者から当該事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間は、A社にB職として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において当時C職であった者（後に同社の代表取締役役に就任。）の回答から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い。

また、上述の当該事業所のC職であった者は、「A社は、私の父親（故人）が昭和40年6月に設立した会社で、53年5月にD社に社名を変更後、平成2年2月に解散している。同社は、設立当初から社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所の届出を行っていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。なお、私は昭和53年6月に同じ名称の会社を設立し現在経営しているが、父親が設立した会社からは関係資料の引継ぎを受けていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚3人の名前を挙げているが、姓のみの記憶であることから、個人を特定することができず、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

加えて、申立期間当時の当該事業所の事業主、経理事務を担当していた事業主の妻及び役員二人（上述のC職であった者を含む。）の計4人のオンライン記録を確認したところ、記録が確認できなかった事業主を除く残りの3人は、

いずれも、申立期間当時、国民年金に継続して加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4208 (事案 2340 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 9 日まで
② 昭和 36 年 6 月 13 日から 38 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 2 月 8 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 33 年 10 月 1 日になっており、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、B 県 C 市にあった D 社に E 作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、F 県 G 市にあった事業所名称の一部に「H」と付く事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間④は、B 県 I 市にあった J 社（現在は、K 社敷地内の L 社（現在は、M 社）に N 作業員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑤は、B 県 I 市にあった J 社敷地内の O 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 42 年から 45 年までの期間に 3 事業所、42 年から 43 年までの期間に 1 事業所、42 年から 44 年までの期間に 1 事業所の計 5 事業所に勤務し、それぞれの事業所で厚生年金保険に加入し

ていたと思うとの申立てをしたところ、i) オンライン記録によると、5事業所のうち2事業所は、申立期間のほぼ全ての期間について、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認でき、他の3事業所のうち2事業所は申立期間当時、同保険の適用事業所に該当しておらず、残りの1事業所は類似の名称を含めて確認したものの、同保険の適用事業所としての記録が確認できないこと、ii) 全ての申立期間について、当時の事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、iii) 全ての申立期間について、当時の同僚等から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができないこと、iv) 雇用保険の被保険者記録によると、全ての申立期間について、申立事業所に係る申立人の加入記録が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、自身の記憶を整理し、申立期間の変更や追加を行った上、前回とは別の5事業所について再申立てを行ったものである。

- 2 申立期間①について、A社は、「当時の記録が残っていないため不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚11人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、そのうち3人は、「申立人のことを記憶していない。」と供述しており、残りの3人は、「申立人を知っているが、申立人が勤務した期間や退職した時期までは記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、D社は、平成14年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の代表取締役は既に死亡しているため、商業・法人登記簿謄本により、13年12月20日に解散した当時の代表取締役に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚15人に照会したところ、13人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶していないことから、申立期間②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得

ることができない。

さらに、申立人は、「E作業員として破格の給与を受け取った。」と主張しているところ、回答が得られた前述の同僚13人のうち3人は、「社員のほかに出来高制の請負契約のE作業員がいた。」と供述しており、総務担当であった同僚一人は、「請負契約のE作業員の報酬は高かった。また、請負契約者は個人事業主のため、社会保険は適用されていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立期間②において申立人の名前は確認できず、一方、被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

- 4 申立期間③について、申立人は、「F県G市に所在していた事業所名称の一部に「H」と付く事業所に勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録及び事業所検索システムにより、同県内に所在し、事業所名称に「H」又は「P」の文字が含まれる厚生年金保険の適用事業所が42事業所確認できるが、これらの事業所について、申立人に照会したものの、勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる供述を得ることができない。

なお、当該42事業所に係るオンライン記録において、申立人の記録は確認できない。

- 5 申立期間④について、M社は、「申立期間④当時、B県I市にあったK社敷地内に当社の作業所があったが、当時の関係資料が残っておらず、当時のことを知る社員も在籍していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答している。

また、申立人は申立期間④当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間④に当該事業所のB営業所及び本社において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚19人に照会し、12人から回答が得られたところ、そのうち一人が申立人の勤務をうかがわせる供述をしているものの、「申立人の業務内容、退職した時期や勤務していた期間までは記憶していない。」と供述している上、他の11人はいずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間④における勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、前述の回答が得られた同僚12人のうち4人は、「当時、試用期間があり、試用期間経過後に正社員となるが、正社員以外は厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間④において申立人

の名前は確認できず、一方、被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 6 申立期間⑤について、オンライン記録によると、〇社は昭和 50 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年 9 月 30 日に解散しており、申立期間⑤当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は申立期間⑤当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間⑤に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 13 人に照会したところ、6 人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間⑤当時における勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、「父と一緒に勤務した。業務内容は Q 業務をしていた。」と主張しているところ、回答が得られた前述の同僚 6 人はいずれも、申立人が父であるとする者を記憶していない上、そのうち二人は、「当時、Q 業務は、R 業務だけである。」と供述しており、申立人の申立期間⑤に係る申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立人及び申立人が一緒に勤務したとする父の名前は確認できず、一方、被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 7 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4209(事案 758 及び 1632 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 12 日から 38 年 7 月 28 日まで

申立期間について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、第三者委員会に申し立てたところ、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの通知を受けた。

当時の状況を証言してくれる同僚等が3人見つかり、調査してほしいと再度申し立てたが、この申立ても認められないとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取ったとされていることにはどうしても納得できない。今回、人事記録、A養成所の同期生から聞き取りをした結果を提出するので、改めて調査、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所で厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同時期に喪失した同僚の脱退手当金の支給状況及び複数の同僚の供述内容から、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、新たに同僚等3人の名前を挙げ、これらの者から当時の状況の確認を求めているものの、当該同僚等から申立人が脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる情報及び資料は得られなかったため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと等を理由として、この再申立てについても既に当委員会の決定に基づく平成22年1月15日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。人事記録及びA養成所の同期生から聞き取りした結果を提出するので、改めて調査、審議してほしい。」と主張しているものの、「人事記録」は申立てに係る事業所を退職後に勤務したB社のものであり、また、A養成所の同期生から聞き取りをした結果を記載した書面の内容は、これまでの申立てに当たり提出された聞き取りの結果とほぼ同じ内容であることから、いずれの資料とも記録の訂正につながる新たな事情とは認められない。さらに、今回、新たに照会した同僚二人からも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる情報及び資料は得られなかった。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 27 日まで

申立期間は、A社B工場内でC社D出張所（以下「D出張所」という。）の社員としてE業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録を確認したところ、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社B工場の通門許可証（昭和 32 年 2 月 23 日発行）及び構内出入カード（同）、並びに複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、D出張所は昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、C社では、「D出張所に関する資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者 11 人のうち、生存及び所在が確認できた 5 人に照会したところ、回答が得られた二人は、「入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料も給与から控除されていなかった。当時は、一部の限られた社員だけが厚生年金保険に加入していたが、昭和 33 年に労働組合が組織されたことを契機として、同年 9 月以降、多くの社員が厚生年金保険に加入することになった。」と供述している上、このうち一人は、「申立人は、昭和 33 年 9 月以前に退職していることから、厚生年金保険には

加入していなかったと思う。」と供述しているところ、D出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、上記同僚11人のうち、個人の特定ができた9人の被保険者記録をみると、申立人がF職であったとする二人は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、他の7人は、当該期間において加入記録が無く、申立期間後の昭和33年9月1日にD出張所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、申立期間前後に被保険者資格を取得していることが確認できる者で、生存及び所在が確認できた12人（上記の同僚を除く。）に照会したところ、回答が得られた5人のうち2人は、「申立人と同じE業務に従事していた。入社当初から厚生年金保険に加入していたと思っていたが、同保険に加入したのは昭和33年9月であった。」と供述しており、他の3人からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

加えて、上記の回答が得られた同僚は、「D出張所の従業員数は100人から200人ぐらいであった。」と供述しているところ、D出張所に係る被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は59人であるのに対して、申立期間後の昭和33年9月に加入記録が確認できる者は187人となっており、このうち143人が同年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、D出張所では、申立期間当時、何らかの基準により、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認できる。

その上、被保険者名簿には申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年頃から 5 年頃まで

申立期間はA社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるが、年金記録によると、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間はA社に勤務していた。」と申し立てしているところ、A社では、「関係書類を確認したが、申立人が当社に在籍していた記録はない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、A社で一緒に勤務していた同僚等の記憶がないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができず、申立人も申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶がない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 1 月から平成 15 年 7 月まで継続して国民年金の被保険者であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料については、国民年金法第 89 条の規定に基づいて免除とされていることが確認できるところ、B市C区は、「申立人の保護指導記録によると、申立人の健康状態では、長期の就労が難しい状況にあり、これまでに3回だけ短期就労していることが確認できる。この中には、平成元年4月にA社で1日だけアルバイトをしていた記録がある。」と回答しており、申

立ての事実を確認することができなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間について、給与額が下がった記憶はないが、申立期間の標準報酬月額が前年より低額となっていた。
申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に勤務していた期間は給与額が下がった記憶はない旨主張しているところ、同社から提出された申立人に係る申立期間の所得税源泉徴収簿によると、報酬月額及び給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高額である期間が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 5 年 9 月 1 日及び 6 年 10 月 1 日の随時改定及び定時決定の記録が、7 年 8 月 22 日及び同年同月 23 日付けで遡及して減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、「当社において、平成 7 年の春頃に、今まで社会保険事務所 (当時) に届け出していた従業員の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額よりも高額であり、従業員からは、その誤った標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことが判明した。このため、同年 7 月に社会保険事務所に対し訂正届を提出し、同年 11 月支給の給与において、多く控除した同保険料の差額を従業員に還付している。」と回答しているところ、上記所得税源泉徴収簿によると、定時決定及び随時改定処理の基礎となる 3 か月の給与額から算出される標準報酬月額は、当該遡及減額処理後の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同源泉徴収簿によると、申立人に対し、平成 7 年 11 月支給の給与において、厚生年金保険料の差額分が返

還されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 11 人に照会したところ、回答が得られた 9 人のうち、自身の給与額を記憶している 6 人は、いずれも当該給与額とオンライン記録は一致していると回答している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月28日から5年9月1日まで

平成元年3月から13年9月まで、A社（現在は、B社）にC業務の担当者として勤務していた。その期間の途中、5年9月1日から6年2月1日までの期間は、体調不良のため、準社員から勤務時間の短いパート勤務に雇用形態を変更しており、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、平成4年12月28日に被保険者資格を喪失した記録となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる資料が保存されていない。」と回答している上、同社のC業務の担当者は、「申立期間当時、私は給与計算の担当者であり、申立人と一緒に勤務していた。申立人の主張のとおり、申立人は、準社員からパート勤務に雇用形態を変更していた期間があったが、パート勤務であった期間以外は厚生年金保険に加入させており、同保険料を給与から控除していたと考えられる。しかし、申立人がパート勤務であった期間について具体的に記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についても覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚5人の名前を挙げているところ、このうち一人は上記B社のC業務の担当者であり、他の4人のうち3人か

ら回答が得られたものの、いずれも申立人がパート勤務をしていた期間について具体的に記憶していない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる供述も得られなかった。

さらに、申立人は、「準社員からパート勤務に変更になった際、厚生年金保険のほか健康保険にも加入しないことになったため、健康保険については、夫の被扶養者となった。」と供述しているところ、D協会E支部から提供された申立人の夫に係る任意継続被保険者記録照会票によると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月5日から同年9月1日までの期間について、夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月まで
② 昭和 57 年 4 月 24 日から同年 10 月 30 日まで

申立期間①については、親と知人の紹介でA社B事業所に就職し、C職として勤務していた。勤務していた期間に健康保険証を使用していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間②については、知人の紹介でD社E支店（現在は、D社F支店）に入社し、G職として勤務していた。雇入通知書のとおり、実働1日8時間勤務であったので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①のうち昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 30 日までの期間、A社B事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 47 年 12 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「B事業所に係る昭和 37 年 8 月当時の給与是正調書(写し)には申立人の名前が記載されており、勤務月数が4か月と記載されていることが確認できることから、申立人は同年4月に同事業所に採用されたことが確認できるものの、申立期間①の全ての期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和47年12月14日に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる22人のうち生存及び所在が確認できた11人に照会したところ、回答が得られた7人のうち6人は、「勤務当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、適用事業所になる以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、「勤務していた期間中に健康保険証を使用していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張しているところ、昭和47年12月14日以前の健康保険について、前述の7人のうちの4人は「国民健康保険に加入していた。」と供述し、他の一人は「家族の被扶養者になっていた。」と供述し、残りの二人は「分からない。」と供述している。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された雇入通知書(写し)により、申立人は、申立期間②においてD社E支店に季節雇用者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社E支店の当時の支店長は既に死亡している上、D社も、「E支店の昭和57年5月現在の名簿に申立人の名前の記載はあるものの、申立期間②における申立人の厚生年金保険の加入については、不明である。」と回答していることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除の状況について確認できない。

また、D社から提出された上記名簿には申立人の職種が「G職」と記載されていることが確認できるものの、厚生年金保険の適用状況については記載されておらず、上記名簿で職種が「G職」と記載されている者は申立人のほかに21人確認できるところ、オンライン記録によると、いずれの者も申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、そのうちの14人は昭和60年になって初めて同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様、季節雇用の形態であったことがうかがえる被保険者記録の者のうち、生存及び所在が確認できた19人(上記の14人とは別の者)に照会したところ、回答が得られた5人のうち女性二人は、「私はG職として季節雇用されていたが、会社では当初社会保険に加入させてくれず、昭和60年になってから女性のG職も社会保険に加入するようになった。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②を含む昭和54年11月1日から60年2月1日まで国民年金に加入し、その保険料を全て納付していることが確認できる。

その上、D社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②に申立人の名前は無く、一方、同原票の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

3 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。